

第 45 回 金武町まつりテナント実施要綱

1 日時

令和 6 年 10 月 19 日（土）10：00～21：00/消灯（22：00片付終了）

令和 6 年 10 月 20 日（日）10：00～21：00/消灯（24：00片付終了）

会場の準備：令和 6 年 10 月 18 日（金）9：00以降

会場の片付け：令和 6 年 10 月 21 日（月）午前中で完全に撤去

2 場所

金武町立中央公民館 駐車場 ・ 金武地区公園

3 種類

イ) 飲食店 ロ) ゲーム・おもちゃ ハ) その他 に分類する。

※注 おもちゃについては、銃など弾丸の発射できる玩具及びレーザーポインタの販売は禁止する。

※飲み物の売り子 飲み物（缶やボトルに入っているもの）の販売のみ認める。

4 資格

町内在住の出店者は、税金の納期限納付を義務とする。（納税証明書添付）

飲食店については、保健所の臨時営業許可証又は自動車営業許可の交付を受けているものとする。

（営業許可証の写しを提出）

町外の出店者については、沖縄県出店業事業協同組合に加盟するものとし、申し込みについては沖縄県出店業事業協同組合にするものとする。

（安心安全な出店を目指しており、PL 保険等への加入を推奨しております。）

飲み物の売り子）出店を行うものによる飲み物（缶やボトルに入っているもの）の販売のみ認める。

販売許可証を提示して販売を行うものとし、事前に申し込みを行ったものみに許可証を交付する。

5 テナント規格

テナントに使用する飲食テントは、2 間×4 間（3.6m×7.2m）以内とし、

キッチンカー、ゲーム・おもちゃに使用するテントは、2 間×3 間（3.6m×5.4m）以内とする。

テナントの販売方向については当局の指示による。

※注 規格以上のテントやキッチンカーの設置はできませんのでご注意ください。

6 テナント数

テナント数は、17 店舗とする。（町内業者を優先し、残りを沖縄県出店業事業組合に割り当てる。）

※注 キッチンカーの出店が多い際は、テナント数を増やす可能性もございます。

7 テナント料

イ) テナント料は、次のとおりとする。基準外の業種及びその他ボランティア団体は、協議の上決定する。

種類	金額
飲食店、ゲーム、オモチャ、その他	町内業者 20,000 円 / 町外業者 40,000 円

ロ) テナント料は、抽選時に納付しなければならない

ハ) テナント料は、天災又は何らかの事情により、まつりが行われなかった場合以外は、いかなる理由があろうと変換しない

8 設営についての注意事項

テント設営は 10 月 18 日（金）9：00 以降から準備を行うものとし、19 日（土）午前中までに設営を終了させること。

※本部での水道施設の設置は行わないので、保健所の示す「営業の許可基準」を遵守すること。汚水は指定された排水箇所に流すものとする。

※油や残飯等は絶対に流さないこと。これに違反したものは即時に営業停止しなければならない。また、テナント料は返還しない。

9 供託金

まつり終了後の清掃供託金として、区画抽選時に 5,000 円を徴収する。

但し、10 月 21 日（月）9：00～11：00 の清掃に参加しなかった者及び要綱を遵守しなかった者には供託金を返還しない。

10 募集方法

募集は、町 HP・SNS 等を利用して行う。

11 申込方法

イ) 出店申込は、金武町役場総務課に申し込むものとする。

【提出書類】

第 45 回金武町まつりテナント出店申込書 …（様式第 1 号）

同意書 ……………（様式第 2 号）

営業許可証の写し

代表者の納税証明書 ……………（町内の方のみ）

露店等の開設届出書 ……………（火気類取扱店のみ）

ロ) 申込期間は、令和 6 年 9 月 20 日（金）から 10 月 2 日（水）までの土日・祝日を除く金武町役場の業務時間内とする。

12 出店区画の抽選及び講習会

実施日 : 令和 6 年 1 0 月 7 日 (月)

開催時間 : 14 : 00～16 : 00

会場 : **金武町役場 3 階 大ホール**

プログラム : 14 : 00 食品衛生講習会

14 : 45 露店等の開設 (火気取扱について)

15 : 30 出店区画の抽選

※飲食店出店者は 13 : 55 集合、その他の方は 15 : 25 集合 (時間厳守)

※抽選当日までに営業許可を受け、写しを提出するものとする。

13 テナント出店許可証の交付

まつり実行委員会会長は、抽選の結果、テナント出店業者を決定したときは、第 45 回金武町まつりテナント出店許可証 (様式第 3 号) を交付する。

14 設備

電気施設は、まつり実行委員会で設置する。

※個人の発電機持ち込みは禁止する。これを違反したものは即時に営業停止しなければならない。また、テナント料は返還しない。

※キッチンカー等で携帯発電機を使用する場合、稼働したままの給油を禁止します。

15 出店許可条件

出店業者は、次の条件を遵守しなければならない。条件を守らないものは出店資格を失うものとする。

- (1) 出店許可証を常に所持しなければならない。
- (2) 抽選により決定した場所を無断で変更してはならない。
- (3) 出店業者は、まつり会場の美化を保つために会場内の清掃をしなければならない。
- (4) ビン類の販売は行ってはならない。
- (5) 指定された区画以外では、出店販売をしてはならない。
- (6) 名義貸しをしてはならない。
- (7) まつりの開催時間内 (14 : 30～21 : 30) は、車両の会場への乗り入れをしてはならない。
まつり終了後、すみやかに後片付けをすること。駐車場についてはテニスコート下を利用すること
- (8) 飲食店の業者は、店舗設置後に行われる消防・保健所の検査に合格しなければならない。
- (9) 飲食、酒類販売等の臨時許可証等の保健所への申請は、各自で行うものとする。
- (10) 指定されたテナントの区画以外に客用の椅子・テーブル等を設置しないこと。
- (11) テナントゴミは、分別を徹底しゴミステーションで許可証を提示して処分すること。また、テナントから出る廃油について必ず持ち帰ること。ゴミの処分は各日下記の時間までに処分を行うこと。
10/19 (土) 22 : 00 迄
10/20 (日) 24 : 00 迄
- (12) アルコール販売を行う店舗は、未成年へのアルコール販売は行わない旨を掲示すること。

16 出店場所（区画）の決定方法

- (1) 出店場所（区画）の決定は、臨時営業許可、自動車営業許可に分け指定された区画の中からくじで決定する。
- (2) くじは、出店申込順に番号くじを引き、くじの番号順に希望する区画を決定する。

17 免責

万一盗難及び食中毒等不足の事態が生じた場合及び不慮の事故等についても実行委員会は一切の責任を負わない。

18 その他

花火打ち上げの時間中は、すべて消灯する。（まつり本部で電源を切る。）

【お問い合わせ・申込先】

金武町役場 総務課

TEL:098-968-2111 FAX:098-968-2475

E-mail : somu@town.kin.lg.jp

出店様式第 1 号

第 45 回金武町まつり

出店申込書

店（社）名

（店名は保健所の営業許可証の「営業所の名称」と一致させること）

代表者名

印

所在地

連絡先（電話番号）

出店の種類 ☐ 飲食テント ☐ 飲食キッチンカー ☐ ゲーム ☐ その他（ ）

取扱品目

アルコールの販売 （ 有り ・ 無し ）

売り子販売の有無 （ 有り ・ 無し ） ※飲み物（缶やペットボトル）のみ可

消化器の設置台数 台

※電気用量は、3 k wまでとする。

令和 6 年 月 日

金武町まつり実行委員会

会 長 仲間 一 殿

受付番号	第 号
受付年月日	令和 6 年 月 日
金武町まつり実行委員会	

同 意 書

私は、令和 6 年 10 月 19 日（土）、20 日（日）における第 45 回
金武町まつりテナント実施要綱を熟知し、信義にしたがって誠実に
これを遵守することを約束します。

また、まつりの遂行並びに実施要綱の許可条件等を遵守せず
にご迷惑をおかけした場合は、即時に営業停止することを誓います。

令和 6 年 月 日

金武町まつり実行委員会

会 長 仲間 一 殿

出店（社）名 _____

代 表 者 名 _____ 印

所 在 地 _____

露店等の開設届出書

令和6年 月 日		金武地区消防衛生組合 消 防 長 殿	
		届出者	
		住 所	
		(電話)	
		氏 名	
開 設 期 間	自 6 年 1 0 月 1 9 日 至 6 年 1 0 月 2 0 日	営 業 時 間	開始 9 時 0 0 分 終了 2 1 時 3 0 分
開 設 場 所	金武町立中央公民館 駐車場・金武地区公園		
催 し の 名 称	第45回金武町まつり		
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。